

森林施業プランナーの認定制度について

(各委員会におけるとりまとめ内容)

別紙

森林・林業の再生に向けた改革の姿

2(6)② 森林施業プランナーの育成・能力向上

施業の集約化に向け合意形成を図り、森林経営計画(仮称)の作成の中核を担う者として、森林施業プランナーを位置づけ、その育成・能力向上を図る。

このため、森林経営計画(仮称)の作成に必要な知識の習得等必要な研修を実施する。また、森林組合、民間事業者等が森林施業プランナーを十分活用するよう経営者を対象とした研修も実施する。

さらに、集約化の質の向上を図るため、森林施業プランナーを認定する仕組みを導入する。

森林組合改革・林業事業者育成検討委員会の最終とりまとめ

2(2)② 森林施業プランナーの育成

これまで森林施業プランナーの育成を通じて、提案型集約化施業の推進を行ってきたところであるが、施業集約化の取組を全国に徹底していくためには、森林施業プランナーの育成が急務であり、増員・能力向上のための研修の実施が必要である。

このため、平成23年度は、研修時期を可能な限り、年度当初に前倒しで実施し、森林施業プランナーの増員を図るとともに、実践力の向上のため、地域での個別指導を強化することが必要である。

平成24年度以降については、森林施業プランナーを核とした施業集約化の実施状況を踏まえ、必要な育成のあり方について見直しを加えながら、森林施業プランナーの能力向上に取り組むことが必要である。

また、これまでの森林施業プランナーの研修修了者は、技能、実践力等のレベルが様々であることから、能力向上を図るため、森林施業プランナーを認定する仕組みを作る方向で検討する。

森林・林業の再生に向けた人材育成について

2(2)エ 制度的位置付け

ステップアップ研修や森林経営計画(仮称)の作成のための研修等の実施により能力向上を図りつつも、森林施業プランナーの研修修了者は、技能、知識、実践力のレベルが様々であることから、こうした能力を客観的に評価し、一定の質を確保できるよう、平成24年度からの実施を目標に森林施業プランナーの認定の仕組みについて検討する必要がある。